

城東特別養護老人ホームの利用料について


①介護保険サービス単価(1日あたり)

要介護度	単 位		1日あたりの負担額
要介護 1	670	単位	718 円
要介護 2	740	単位	793 円
要介護 3	815	単位	874 円
要介護 4	886	単位	950 円
要介護 5	955	単位	1,024 円

※利用者負担は、加算を加え級地加算(10.72)をかけたものの1割・2割・3割です。負担割合は個人によって違います。

②加算の種類と単価(1日あたり)

加算の名称		単位数等	加算の内容
1	級地加算	10.72 %	地域別の加算
2	看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	常勤看護職員を1人以上配置している場合
3	看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	看護職員を配置基準よりも1人多く配置し、病院等と24時間の連絡体制を確保している場合
4	日常生活継続加算	46 単位	要介護度の高い方が中心の生活施設で、より質の高いケアを実施する施設を評価
5	夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18 単位	夜勤時間帯に勤務する職員数が配置基準を1名以上、上回る体制が取れているため
6	精神科医体制加算	5 単位	精神科を担当する医師を配置している場合に加算
7	栄養ケアマネジメント強化加算	11 単位	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
8	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位	機能訓練指導員を常勤専任で1名以上配置し、利用者様の同意のもと個別に機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること
9	生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※算定は3ヶ月に1回を限度	100 単位/月	訪問リハビリなどを実施している事業所・病院の理学療法士などが加わって作成した個別機能訓練計画を作成・実施した場合(該当の方のみ)理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場合またはICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行う
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合または、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う
10	療養食加算	6 単位/1食	疾病治療の発行する食事せんに基づいた適切な栄養量及び内容の食事を提供した場合に加算(該当の方のみ)
11	看取り介護加算	死亡日以前の45~31日:72単位/ 死亡日以前の4~30日:144単位/ 死亡日の前日・前前日:780単位/ 死亡日:1580単位	看取り介護の同意を頂いた場合に、死亡日からさかのぼって加算(該当の方のみ)
12	外泊時加算	246 単位/日	すみれ病院以外の病院に入院した場合および居宅に外泊した場合に加算(1ヶ月に6日まで。外泊初日および最終日は除く)
13	安全対策体制加算	20 単位/入所月	組織的に安全対策を実施する体制を備えている事業所を評価する加算
14	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 単位	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている
15	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている

16	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき、所定単位×14.0/ 1000 (14.0%)	介護業務に直接従事する職員(介護職員)の安定的な処遇改善を目的として、賃金改善や職場環境の整備のため
厚労省 福祉・介護職員の処 遇改善➡➡➡			

③保険外の負担

食費(1日あたり)		1,600円
居住費(1日あたり)	標準タイプ	2,200円
	特別室A	3,000円
	特別室B	2,500円
朝食について、和食提供日に洋食を希望		1食:100円
日用品費(1日あたり、消費税込)※①		198円
衛生用品	マスク※③	50円 / 1枚
	フェイスシールド※③	200円 / 1枚
医療材料費		実費
個別行事の費用※①		実費
複写物の交付 ※②		10円 / 1枚
金銭貴重品管理費(1ヶ月あたり)①		2,000円

※①印の費用については、お申込みの方ないし活動参加された方のみ請求いたします。

※②印の費用については、ご家族様で購入・準備をいただければ請求はありません。

※③印の費用については、受診の際に必要となります。事前にご準備頂けた場合は請求いたしません。

④1か月の利用者負担額のおおよその例

月30日の食費・居住費、サービス費1割負担、加算1~6・8(Ⅰ)・10・13・15・16の対象であるとして計算しております。

介護度	利用料金目安(居住費2,200円)
要介護 1 の方	148,961円
要介護 2 の方	151,528円
要介護 3 の方	154,277円
要介護 4 の方	156,880円
要介護 5 の方	159,410円

月30日の食費・居住費、サービス費1割負担、加算1~6・8(Ⅰ)・10・13・15・16の対象であるとして計算しております。

介護度	利用料金目安(居住費2,500円)
要介護 1 の方	157,961円
要介護 2 の方	160,528円
要介護 3 の方	163,277円
要介護 4 の方	165,880円
要介護 5 の方	168,410円

月30日の食費・居住費、サービス費1割負担、加算1~6・8(Ⅰ)・10・13・15・16の対象であるとして計算しております。

介護度	利用料金目安(居住費3,000円)
要介護 1 の方	172,961円
要介護 2 の方	175,528円
要介護 3 の方	178,277円
要介護 4 の方	180,880円
要介護 5 の方	183,410円

<④についての注記>

- 1ヶ月は30日とし、食費・居住費・日用品費込み、個別行事費・金銭貴重品管理費は含めず計算しています。
- この他、医療費の自己負担分、健康保険料、介護保険料、理美容費などが必要です。
紙おむつ・バスタオルは当施設で用意いたしますので、原則として別途料金は発生いたしません。
洗濯は当施設で行いますので、原則として別途料金は発生しません(手洗い・ドライクリーニングは対応しかねます)。
- この試算は、利用者負担第4段階(課税世帯)の方の場合です。非課税世帯であるなど条件に該当する方は、高額介護サービス費の適用及び食費・居住費の負担減免を受けることができます(別表2参照)。
減免を受けるには、各区の保健福祉センター窓口への申請が必要です。

<外泊時の利用料についての注記>

1. 外泊や入院をされた場合、翌日からサービス費・食費・日用品費は請求せず、外泊時加算のみ算定します。
2. 併設医療機関であるすみれ病院への入院の場合は、入退院当日のサービス費・食費・外泊時加算は算定しません。
3. 利用者負担第1～3段階の方の場合は、負担限度額に準じた額(別表2参照)を頂きます。
居住費については、利用者負担第4段階の方の場合で特別室のご利用以外は、1日2,200円の居住費を頂きます。
居住費について、特別室は特別室Aは1日3,000円、特別室Bは2,500円の居住費を頂きます。
空床を短期入所生活介護事業に転用させていただく場合、利用者負担段階にかかわらず居住費は頂きません。

【別表2】

利用者負担軽減適用後の負担額について

城東特別養護老人ホーム

1. 利用者負担第1段階(生活保護受給者)の方

サービス費負担上限額	居住費(1日)	食費(1日)	日用品費(1日、税込)
15,000円	880円	300円	198円
1か月のおよその負担額			
56,340円			



2. 利用者負担第2段階(年収80万円以下)の方

サービス費負担上限額	居住費(1日)	食費(1日)	日用品費(1日、税込)
15,000円	880円	390円	198円
1か月のおよその負担額			
59,040円			



3. 利用者負担第3段階 ① (年金収入等80万超120万円以下)

サービス費負担上限額	居住費(1日)	食費(1日)	日用品費(1日、税込)
24,600円	1,370円	650円	198円
1か月のおよその負担額			
91,140円			

食費の負担限度額	施設短期	650円 1,000円
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室	1,370円
	ユニット型個室的多床室	1,370円
	従来型個室(特養等)	880円
	従来型個室(老健・医療院等)多床室	1,370円 430円
271007		
大阪市		
大阪市鶴見区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)		
住所 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号 電話 06-6915-9859 FAX 06-6913-6235		

4. 利用者負担第3段階 ② (年金収入等120万円超)の方

サービス費負担上限額	居住費(1日)	食費(1日)	日用品費(1日、税込)
24,600円	1,370円	1,360円	198円
1か月のおよその負担額			
112,440円			

食費の負担限度額	施設短期	1,360円 1,300円
居住費又は滞在費の負担限度額	ユニット型個室	1,370円
	ユニット型個室的多床室	1,370円
	従来型個室(特養等)	880円
	従来型個室(老健・医療院等)多床室	1,370円 430円
271007		
大阪市		
大阪市城東区保健福祉センター 保健福祉課(介護保険)		
住所 大阪市城東区中央3丁目5番45号 電話 06-6930-9859 FAX 050-3535-8688		

<別表2についての注記>

1. 要介護度が低い方や利用日数が少ない方では実際の負担額が負担上限額より少ない場合もあります。
2. 1ヶ月を30日とし、食費・居住費・日用品費込み、個別行事費・金銭貴重品管理費は含めず計算しています。
3. この他、医療費の自己負担分、健康保険料、介護保険料、理美容費などが必要になります。
4. 減免適用があっても負担しきれない等の場合、社会福祉法人による減免などが適用となる場合もありますので、居住地の区役所もしくは当施設にご相談下さい。